

## 障がい者団体における相談件数

## 平成30年度 相談件数

相談内容 の類型 受付団体	行政機関等			事業者			雇用の 分野に 関する もの	H30 年度 計
	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備		
三重県障害者団体連合会								0
三重県知的障害者育成会								0
三重県精神保健福祉会	2	1		2	4	1	1	11
三重県視覚障害者協会								0
三重県聴覚障害者協会							1	1
三重難病連				12	(2) <sup>※1</sup>	(2) <sup>※1</sup>	3	15
計	2	1		14	4	1	5	27

※1：事業者による不当な差別的取扱いの内数

## 令和元年度上半期 相談件数

相談内容 の類型 受付団体	行政機関等			事業者			雇用の 分野に 関する もの	R元 年度 上半期 計
	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備		
三重県障害者団体連合会	1				1			2
三重県知的障害者育成会								0
三重県精神保健福祉会				3				3
三重県視覚障害者協会								0
三重県聴覚障害者協会				2	1			3
三重難病連	2		(1) <sup>※2</sup>	5				7
計	3			10	2			15

※2：行政機関等による不当な差別的取扱いの内数

## 相談事例や相談対応における課題等

- ・サービスの提供分野において、解約や問い合わせ等の手続きはフリーダイヤルでの対応がほとんどであり、音声でのやり取りが難しい聴覚障がい者にとって障壁となっているケースが見られる。また、「本人確認」のために代理電話や手話通訳者等を通してのやり取りが断られるケースが多い。
- ・相談ではないが、「知的障がい者がトイレを汚すので、区別してほしい。」といった内容の電話が寄せられたため、差別である旨を伝え、市に報告した。
- ・難病の社会的認知度が低く、企業における同僚、上司、経営トップの理解不足が顕著であり、差別につながっている。
- ・近隣住民との合理的な配慮に関する相談があった。
- ・障がい者手帳を持たない難病患者は、面接の段階で排除されてしまう。
- ・相談対応には幅広い専門知識が必要と感じる。
- ・難病のことについて、国民的な課題として社会的認知度の向上が必要。
- ・難病患者も障がい者と同じように法定雇用率に含めてほしい。